## 大崎市立敷玉小学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年度版

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「大崎市立敷玉小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止推進対策法第13条及び「大崎市いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

## 1 基本的な考え方

## (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象 となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式 的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要である。

好意から行った行為が相手を傷つけてしまったが、すぐに謝罪し、教師の指示によらずして良 好な関係に戻った場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ 情報共有することは必要となる。

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応が求められる。

## (2) いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの

問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点を大切にし、学校、家庭、地域等が一体となり、継続的な取組を行う。

## ① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に役立てられる活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、アンケート・聴き取り調査によって、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## ② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。 このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

### ③ いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、規定に違反し得る。 また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の 上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめ が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、 必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 2 本校のいじめ防止等に対する取組

#### (1) 敷玉小学校の教育目標とのかかわり

- ○『やさしい子ども』→思いやりの心をもち、相手の気持ちを考えて行動する子どもを育成する。
- ○『かしこい子ども』→友達と協働し、進んで学ぶ子どもを育成する。
- ○『たくましい子ども』→生命を大切にする子どもを育成する。

#### (2) 教職員の基本姿勢

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・生徒指導の実践上の4つの視点(「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」)を意識した授業づくりに努める。
- ・いじめの早期発見のために、児童とふれ合う時間を確保して、児童理解に努め、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。
- ・いじめを認知した際は、当該児童及びいじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、組織と して対応する。
- ・校内の情報交換及び家庭や地域との連携を深めることにより、児童の様子を多面的に把握する。

#### (3) いじめ問題に取り組むための学校の組織

### ① 生徒指導委員会

月1回、職員会議の中で全教員で、生徒指導の諸問題(いじめ問題を含む)について、その現状についての情報交換や指導対策を講じ、共通理解・共通行動を図る。

#### ② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、互いの情報をもとに対策を講じる。

構成員:校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー

### ③ ふれあい委員会

児童の健全な発達を阻害する要因について審議し、児童一人一人が明るく生き生きとした学校生活を過ごせるように、必要な指導・支援を行う。

構成員:【学校】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係教諭

【PTA】PTA会長、生活指導委員長

【地域】民生児童委員、主任児童委員、敷玉地区担当警察官

### ④ 緊急生徒指導委員会

緊急を要する問題が発生した時に、校長の指示により開催し、敏速な対応を行う。

構成員:校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、PTA会長、PTA生活指導委員会委員長、 大崎市警察署、学校評議員

### (4) いじめの未然防止のための措置

## ① いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員 会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは 人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・授業や係活動、当番活動等の日常の学校生活全般をとおして、互いを認め合いながら建設的 に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判 断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくとともに、学級等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ・発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の 障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

#### ④ 自己有用感や自己肯定感を育む

・ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよ

う工夫する。

- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設 ける。
- ・異学年交流や異学校種交流をとおし、社会性や自己有用感・自己肯定感を育む。

## ⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

・児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような学級や 児童会の取組を推進する。

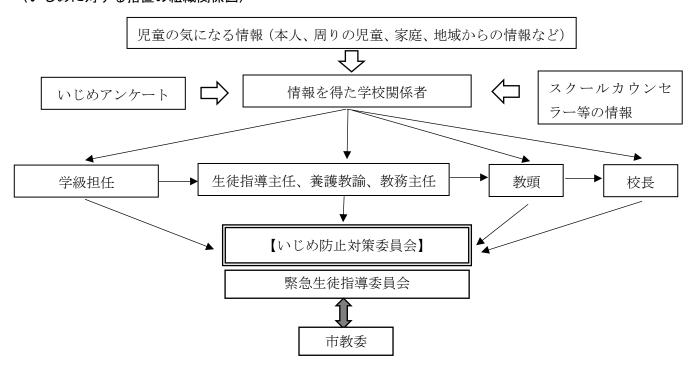
### (5) いじめの早期発見のための措置

- ・毎月、いじめ実態調査を実施するとともに、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するととも に、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・保護者と連携を図り、学校参観、PTA行事などをとおして積極的な情報交換を行う。
- ・家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる 体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備する。
- ・休み時間に一緒に遊んだり、放課後に雑談したりする中で、児童の様子に目を配ったり、自 主学習ノート、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して悩みを把握したり し、集まった情報について、教職員間で共有する。

### (6) いじめに対する措置

- ・いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめを発見・通報を受けた場合は、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。 ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合には、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

### 〈いじめに対する措置の組織関係図〉



### ① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合には、 他の児童の目に触れないよう、場所、時間などに慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじ められている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、 休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### ② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている 児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に 把握する。なお、保護者への対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のも とに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

### 【把握すべき情報】

《加害者と被害者の確認》・・・・誰が誰をいじめているのか。

《時間と場所の確認》・・・・いつ、どこで起こったのか。

《内容》・・・・どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。

《背景と要因》・・・・いじめのきっかけは何か。

《期間》・・・・いつ頃から、どのくらい続いているのか。

### ③ いじめられた児童への対応とその保護者への支援

〈児童〉

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### 〈保護者〉

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。その際には、 複数の教員で対応する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めるとともに、徹底して守り通すこと や秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・児童の見守りや安全の確保等に対する今後の対応について協議する。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

〈児童〉

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす 行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

#### 〈保護者〉

- ・迅速に連絡し、正確な事実関係を説明し、事実に対する理解や納得を得る。
- ・今後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級・学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分た ちの問題として意識させる。

#### ⑥ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を 継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、求めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあ たる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む ことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

### (7) インターネット上のいじめへの対応

#### ① 未然防止について

- ・学校における情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭における指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。
- ・学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学校だよりや懇談会等で理解を求めていく。

#### 保護者に伝えること

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけで なく、家庭において児童たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を 持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間 に利用者の個人情報が流出するといったインターネット特有の新たなトラブルが起こってい るという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、児童たちに深刻な影響を与えることを 認識すること。

情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪に つながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子供、保護者に助 言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要である。
- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

その他 (チェーンメールの対応や指導)

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害 を加えられたりするものでないことを指導する。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者になるということを指導する。

#### ② ネットいじめの対処について

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除 する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (8) 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国、県、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂 文部科学省)」により適切に対応する。

#### ① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定ある。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合 イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

### ② 重大事態の発生と調査

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。
- ・重大事態が発生した場合には、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を 行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育 委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

#### (a) 学校が主体となって調査を行う場合

#### [対象事案]

- ○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- ○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき

### [調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

#### [対象事案]

○学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

### [調査組織]

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

#### ③ 調査結果の提供及び報告

- ・学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童(生徒)やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。
- ・情報の提供にあたっては、他の児童(生徒)のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

### (9) 年間を通したいじめ防止指導計画

月	職員会議等	防止対策	早期発見
4	<ul><li>生徒指導委員会(毎月)</li></ul>	・PTA集会での「学校いじ	・家庭訪問、家庭環境調査票に
	4月は、児童の実態把握及び	め防止基本方針」の発表	よる把握
	共通理解すべき事項の確認	と保護者への啓発	<ul><li>いじめに関するアンケート</li></ul>
	をこの会(拡大版)で行う。	・「敷玉っ子」の約束事及び	毎月第3週頃実施
	<ul><li>いじめに関する研修</li></ul>	遊具使用ルールの確認と	
	・基本方針、指導計画の確認	徹底	
	・児童の実態把握		
5	学校評議員会での「学校いじ	・学級づくり	・必要に応じケース会議を行う
	め防止基本方針」の発表	・学習規律の徹底	
6	・アンケートの結果分析と対策		
7		・校内研修の実施	・学校生活に関するアンケート
		・個別面談	調査(6年生 1回目)
8	・生徒指導全体会 I (年 2 回)		・ 個別面談後の共通理解と対応
	指導方針、指導計画、研修		・夏休み後の児童の様子を把握
9	2 学期の方針		
10			・学校生活に関するアンケート
			調査(6年生 2回目)
11	・アンケートの結果分析と対策	地域との情報交換	
	・ふれあい委員会の開催		
12	• 生徒指導全体会 Ⅱ		・ 1 年生: ひらがなカタカナ簡
			易アセスメント (通級担当)
1			・学校生活に関するアンケート
			調査(6年生 3回目)
			・冬休み後の児童の様子を把握
2	・生徒指導委員会 (拡大版)		
	・学校評議員会での報告		
	アンケートの結果分析と対策		
3	▼今年度の評価		
	・来年度の取組		
	・児童の引継ぎ		<b>→</b>

# 3 その他の重要事項

- ・本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。
- ・本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員等から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。